

快適トイレ設置工事実施要領

1 目的

建設現場を男女ともに働きやすい環境とする取り組みの一環として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）を設置する工事を本要領により実施する。

2 対象工事

総合評価方式適用する工事（小松市建設工事総合評価方式実施要領 別表3 「別に定める工事」を除く。）において、発注者と受注者が協議の上、快適トイレの設置を決定する。ただし、営繕工事以外の工事で、工場製作などの屋内作業が主となる工事等を除く。また、現場条件や別発注工事との関連により、設置のすることが出来ない、もしくは、設置の必要がない工事を除く。

3 快適トイレの仕様

快適トイレには以下の仕様があるが、本要領でいう「快適トイレ」は、下記のうち「（1）快適トイレに求める機能」及び「（2）付属品として備えるもの」を全て満たすものとする。女性が現場で働く場合は、男女別で各1台設置するものとする。

（1）快適トイレに求める機能【必ず実施】

- ① 洋式（洋風）便器
- ② 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ③ 臭い逆流防止機能
- ④ 容易に開かない施錠機能
- ⑤ 照明設備
- ⑥ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚（耐荷重を5kg以上とする）

（2）付属品として備えるもの【必ず実施】

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ⑨ サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- ⑩ 鏡と手洗器
- ⑪ ⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

（3）推奨する仕様、付属品【より快適となるもの任意】

- ⑫ 便房内寸法900×900mm 以上（面積ではない）
- ⑬ 擬音装置（機能を含む）
- ⑭ 着替え台
- ⑮ 臭気対策機能の多重化
- ⑯ 室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

4 実施の流れ

【発注時】

（1）発注者は、対象工事に該当する場合は、その旨を特記仕様書に明示するものとする。

【工事施工期間中】

- (2) 受注者は、施工計画書作成前に、打合せ簿により監督員と協議を行うものとする。
設置しない場合は、本要領によらず施工するものとする。
- (3) 受注者は、快適トイレを設置する旨を施工計画書に記載し、監督員へ提出するものとする。また、設置前に様式1「快適トイレチェックシート」に必要事項を記入し、パンフレット・見積書等の資料とともに監督員に提出するものとする。
- (4) 監督員は、設置前に提出された資料をもとに、様式1「快適トイレチェックシート」のチェックを行う。
- (5) 監督員は、設置された快適トイレを現場または机上にて様式1「快適トイレチェックシート」によりチェックを行う。
- (6) 監督員は、提出された見積りをもとに、快適トイレ設置に要した費用を、変更設計書に計上する。（積算方法は「5 積算」による）
- (7) 監督員は、「快適トイレチェックシート」を設計書に綴って保管する。

【実施の確認】

- (8) 受注者は、快適トイレに関する支出実態の分かる資料を監督員に提出するものとする。
- (9) 受注者は、設置直後および施工中において使用する快適トイレの写真撮影を行い、工事完成時に工事完成図書に含めて監督員に提出するものとする。

5 積算

- (1) 快適トイレに要する費用は、当初計上しない。
- (2) 快適トイレに要する費用については、従来のトイレ（10,000 円／月）との差額を変更設計書（共通仮設費）に費用計上するものとする。（以下条件に注意）
 - ①差額は51,000 円／基・月を上限とする。
 - ②男女別で1基ずつ設置した場合は、2基まで費用計上する。
（男・女トイレ設置で、差額上限は102,000 円／2基・月）
 - ③男女別トイレが一体型となっているハウス型等の場合、入口が男女別になっている場合に限
り、差額は102,000 円／基・月を上限とする。
 - ④運搬、設置、撤去費用は共通仮設費の率分に含まれるものとし、差額の対象としない。
 - ⑤共通仮設費の項目は営繕費とする。（営繕工事を除く）
 - ⑥差額の計算の考え方は、次式のとおりとする。
$$\text{差額（円／月）} = (\text{基本料} + \text{月額} \times \text{月数} \times \text{基数}) \div \text{月数} - 10,000 \text{ 円}$$
 - ⑦設計変更に用いる期間は、快適トイレを実際に設置した期間とし、リース会社からの領収書、伝票等で確認すること。

附則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。